

説 明 資 料 ④

（ 国 税 関 係 ）

目

次

【経済新生対策】

・ 経済新生対策（抄）	2
・ 住宅ローン減税の最高控除額（控除期間）の推移	3
・ 住宅建設の動向	4
・ 住宅ローン控除（最高50万円の所得税額控除）の適用により 所得税額がゼロとなる給与収入金額	5
・ 租税特別措置による減収額の内訳（平成11年度ベース）	6
・ ベンチャー企業に投資した個人投資家（エンジェル）への優遇措置	7
・ 基本問題小委員会において出された意見（抜粋：エンジェル税制）	8
・ 同族会社の留保金課税制度の概要	9
・ 法人課税小委員会報告（抄）	10

【租税特別措置等の整理合理化】

・ 最近の主な税制調査会答申（租税特別措置及び非課税等特別措置関係）	12
・ 租税特別措置による減収額の内訳（平成11年度ベース）	13
・ 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較	14

【その他】

・ 自動車重量税に係る改正要望について	16
・ 各種乗用車の燃費とNOx	17
・ 基本問題小委員会において出された意見（抜粋：環境と自動車関係諸税）	18
・ NPO法	19
・ 特定公益増進法人について	20
・ NPO法人について	21
・ 公益法人に対する寄付金控除を認める場合の公益性の判断について	22
・ 所得税・個人住民税の人的控除等一覧	23
・ 扶養控除制度	24
・ 基本問題小委員会において出された意見（抜粋：課税ベース）	25

・ 消費税の福祉目的化	27
・ 平成11年度予算(当初)	28
・ 基本問題小委員会において出された意見(抜粋：消費税の福祉目的税化)	29
・ 株式の取得価額の把握	30
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	31
・ S P Cを活用した資産の証券化(イメージ)	32
・ 経済新生対策(抄)(国債の多様化関係)	33
・ 基本問題小委員会において出された意見(抜粋：金融課税等)	34

経 済 新 生 対 策

経 済 新 生 対 策 （ 抄 ）

〔 平成11年11月11日
経済対策閣僚会議 〕

第 1 部 基本的考え方

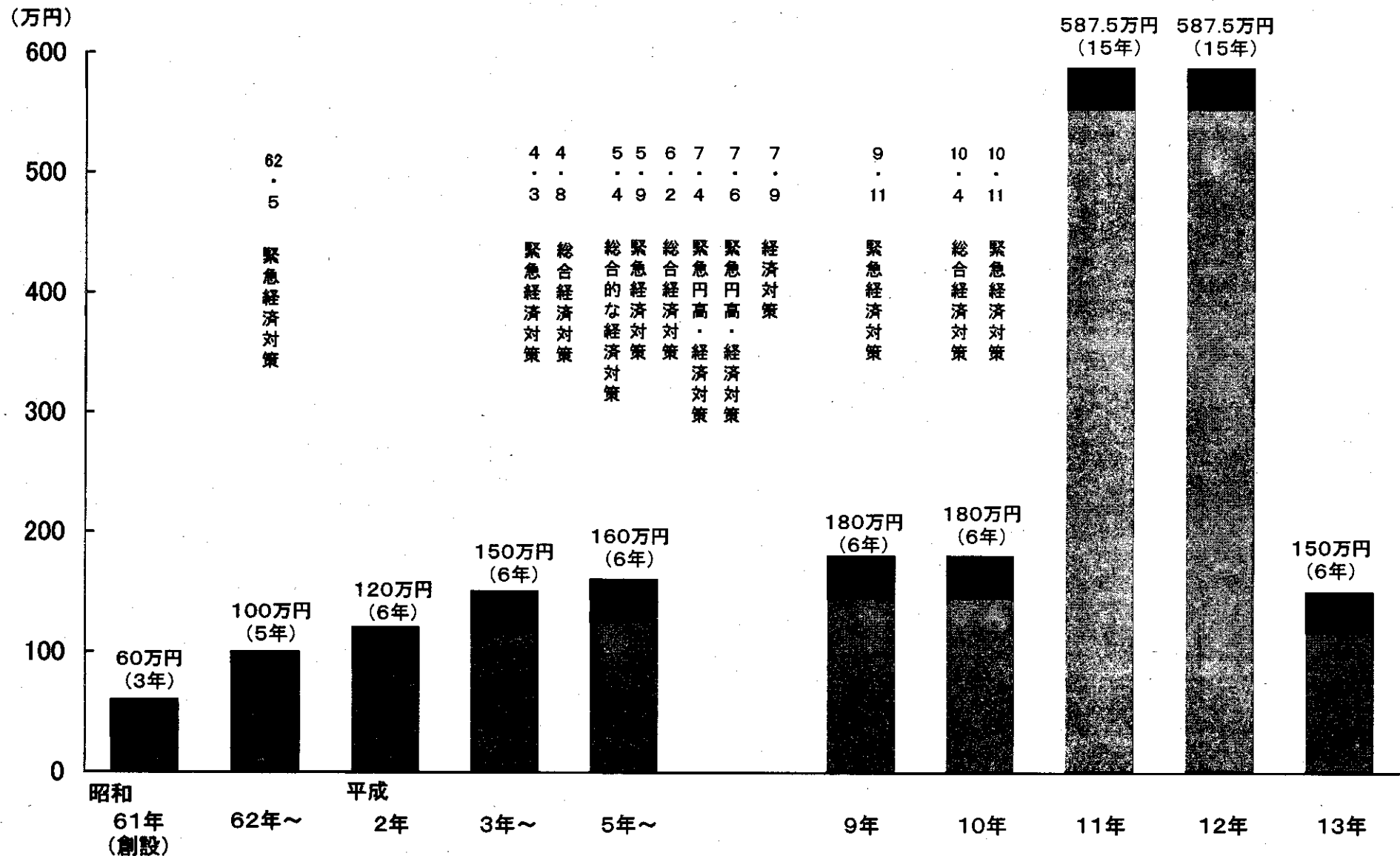
第 2 部 具体的施策

- I 日本経済のダイナミズム発揮のための施策
- II 21世紀の新たな発展基盤の整備
- III 金融市場の活性化と不動産の証券化等
- IV その他

1 税制

景気の本格的回復と新たな発展基盤の確立を目指す観点から、中小企業・ベンチャー企業支援に資する措置、民間投資の促進に資する措置等、真に有効かつ適切な措置について検討を行い、結論を得る。

住宅ローン減税の最高控除額(控除期間)の推移



住 宅 建 設 の 動 向

	98年度	99年4-6月	7-9月	99年7月	8月	9月	10月
着工総戸数	118.0 ▲ 12.1	127.0 2.5	123.9 6.9	115.3 1.9	127.7 8.4	125.9 10.5	113.9 ▲ 0.6
持家	▲ 2.9	19.8	10.0	5.4	12.9	12.3	▲ 4.9
貸家	▲ 13.9	▲ 7.7	▲ 0.5	▲ 2.9	0.3	0.9	▲ 11.4
戸建分譲	▲ 17.6	0.3	1.2	▲ 3.0	▲ 1.2	7.4	15.5
共同建分譲	▲ 21.0	▲ 13.9	27.3	12.3	29.3	38.7	40.2
着工床面積	▲ 10.3	8.5	10.3	4.8	11.5	14.8	1.9
マンション発売戸数							
(首都圏)	10.1	45.7	9.3	16.9	10.3	2.0	67.4
(近畿圏)	▲ 0.1	16.4	24.4	38.4	▲ 2.1	27.4	62.0

- (備考) 1. 総戸数上段は季節調整済年率、万戸。その他は前年同期〔月〕比、%。
2. 経済企画庁資料より。

住宅ローン控除(最高50万円の所得税額控除)の
適用により所得税額がゼロとなる給与収入金額

夫婦子2人	夫婦子1人	夫婦のみ	独 身
892. 0万円	820. 4万円	765. 9万円	679. 5万円

(注) 夫婦子2人の場合は特定扶養親族に該当する子と年少扶養親族に該当する子がいるものとして計算し、夫婦子1人の場合は年少扶養親族に該当する子がいるものとして計算している。

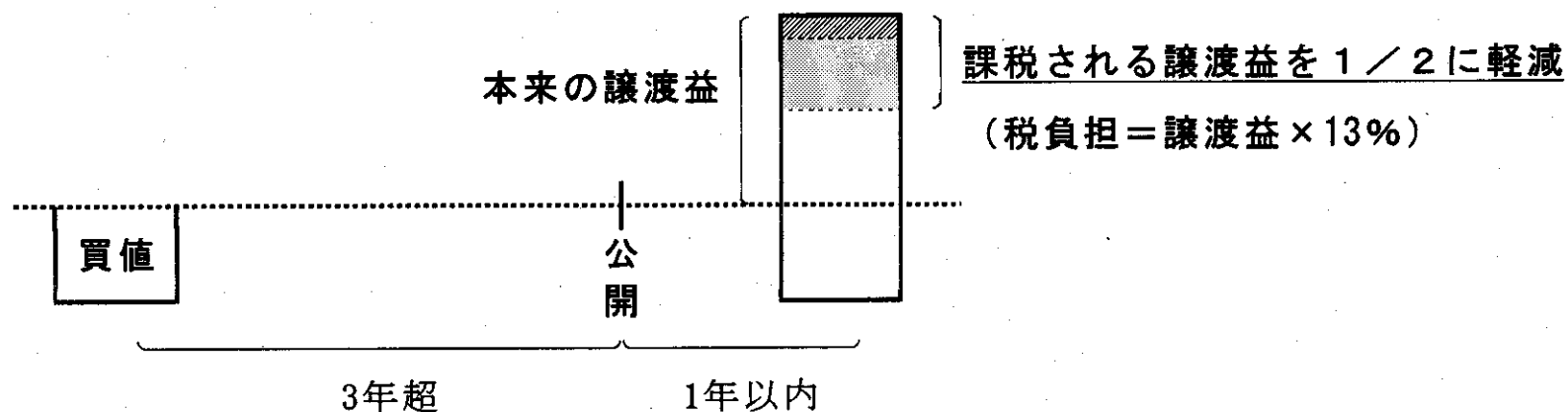
○ 租税特別措置による減収額(20,740億円)の内訳(平成11年度ベース)

所得税 11,030億円(53.2%)				法人税 7,580億円(36.5%)		その他
住宅ローン控除	生・損保控除	老人 マル 優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(26.6%)	(13.7%)	(3.3%)	(9.5%)	(15.3%)	(21.2%)	(10.3%)
5,510億円	2,850億円	690 億円	1,980億円	3,180億円	4,400億円	2,130億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収(+8,380億円)がある。

ベンチャー企業に投資した個人投資家（エンジェル）への優遇措置

○ 株の公開に伴い譲渡益が生じた場合 —— いわゆる創業者利益への配慮



○ ベンチャー企業が失敗し、損失が生じた場合 —— いわゆるエンジェル税制

